



Title	フランスにおける国籍制度と国民概念 (2) : その歴史的考察
Author(s)	館田, 晶子
Citation	北大法学論集, 56(5), 149-168
Issue Date	2006-01-28
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/6101
Type	bulletin (article)
Note	論説
File Information	56(5)_p149-168.pdf



[Instructions for use](#)

フランスにおける国籍制度と国民概念（二）

——その歴史的考察——

館田晶子

目次

序章

第一節 憲法学にとっての国民概念

第二節 国籍制度の諸相

第三節 外国人の人権論と国籍

（以上五五卷四号）

第一章 革命期からナポレオン民法典へ——フランス国籍法成立期——

第一節 革命期の「フランス人の資格」と「市民の要件」

第一款 革命初期

第二款 革命期諸憲法

a. 一七九一年憲法

b. 一七九三年憲法

c. 一七九五年（共和歴三年）憲法

d. 一七九九年（共和歴八年）憲法

第三款 検討

第二節 一八〇四年ナポレオン民法典

第三節 小括——近代的国籍概念の成立

第二章 加重的出生地主義から出生地主義へ

第三章 国籍法制と国民概念

終章

(以上本号)

本稿は、フランス国籍法の変遷をたどりながら、国家がいかなる者を構成員としてきたかを明らかにする試みである。ここで手がかりとすべきフランス国籍法は、歴史的にはその特徴によっていくつかの段階に分けることができる。一九七七年の国籍および移民法研究委員会報告書⁽¹⁾は、フランス国籍法の歴史を、革命前から革命期憲法にかけての出生地主義の時代、一八〇四年のいわゆるナポレオン民法典から一八八九年までの血統主義の時代、そして一八八九年国籍法以降の出生地主義の時代の三つの段階に大きく分けている⁽²⁾。この時代区分は、出生地主義と血統主義のいずれを原則とす

るかという観点によるものであり、確かに、当該国家の国民像の変遷の概要を把握するのに適した区分といえるが、本稿では、基本的にはこの時代区分に依りながらも、フランス国籍法の変遷を次のように整理したい。

第一は、革命期諸憲法から一八〇四年成立の民法典にかけての時期である。近代的な国籍概念を確立したのは一八〇四年民法典であったと言われるが、それ以前の革命期諸憲法は、その中にフランス市民の要件を書き込んでいた。民法典で定められた近代的国籍概念の多くは、革命期の政治的思想的背景から多くの要素を取り入れており、とりわけ、亡命貴族や外国人に対する革命議会の態度は、民法典制定過程に大きな影響を与えたといわれる。もともと、革命期諸憲法の規定が実質的な国籍要件であったか否かについては議論がある。この議論をふまえた上で民法典の国籍要件を眺めることによって、民法典に定められた国籍概念の持つ意味を、よりくつきりと浮かび上がらせることができよう(第一章)。

第二は一九世紀後半、より具体的には一八五一年改正の民法から一八八九年改正の民法までの時期である。当初の民法典は基本的には血統主義を採用したが、一八五一年の民法改正では移民三世について加重的生地主義と呼ばれる独自の出生地主義が導入され、更に一八八九年改正では二世についても一定の条件の下に出生地主義が採用された。つまり一九世紀後半は、血統主義から出生地主義に移行していく時期といえる(第二章)。

第三は、一九二七年以降の二〇世紀である。この時期は、二つの戦後とそれ以降のグローバルゼーションが国籍法制にも大きな影響を与えている。とりわけ、二〇世紀半ばまでの政策的背景を持つ制度設計に対して、一九九〇年代には、マーストリヒト条約批准をきっかけとして市民権と国籍をめぐる議論が惹起され、また二度の国籍法改正に際してフランス人とは何であるかをめぐってやはり多くの議論が交わされた。EU域内外国人への地方選挙権が認められ、また政権交代に伴って移民二世について出生地主義と血統主義が交互に採用されたのがこの時期であり、ここでの国籍と国民

概念をめぐる議論は、本稿の関心にとつても重要である（第三章）。

以下、出生地主義と血統主義という国籍付与の二つの原則が、その時代ごとにいかなる根拠の下に採用され、その結果いかなる者に国籍が与えられたかを見ていきたい。⁽⁵⁾

第一章 革命期からナポレオン民法典へ —— フランス国籍法成立期 ——

第一節 革命期の「フランス人の資格」と「市民の要件」

フランス革命期の諸憲法はその中にフランス市民となる要件を書き込んでいたが、その定め方は様々であった。要件も項目としては類似しているものの、その定める対象については文言は一致しておらず、そのことがのちに議論を呼ぶこととなった。すなわち、革命期諸憲法が記述していたのは国籍要件であったのか権利行使の要件であったのか、という点である。本節ではまず、この点に関する革命期諸憲法の関連規定を確認した上で、その性質について若干の考察を加える。⁽⁶⁾

第一款 革命初期

革命期には、憲法施行以前にも市民の権利に関する法が制定されていた。そこに見られる規定は、その後の憲法における同種の規定の基礎ともいえる内容を含んでいる。

国民議會は一七九〇年四月三〇日―五月二日法⁽⁷⁾で、フランス人および能動的市民の権利行使の条件を定めた⁽⁸⁾。ここで対象とされたのは、外国において外国人たる両親から生まれ、後にフランスに居住するようになった者である。彼らは、不動産の所持もしくは取得、フランス人女性との婚姻、商業施設の設立、ブルジョワ階級証書 (*lettres de bourgeoisie*) の所持、以上のいずれかに該当しフランス国内に継続して五年間居住する場合、市民の宣誓をなすことで、フランス人とみなされ能動的市民の権利の行使が認められるとされた。

この法律は、「フランス人になる (*devenir Français*)」ための要件を定めるとしつつ、これら要件を満たしたすべての者は「フランス人とみなされる (*reputés Français*)」としており、いわゆる帰化要件を定めたものかあるいは外国人の市民権行使の要件を定めたものかは判然としない⁽⁹⁾。このような曖昧さは後述のように革命期憲法にも見られるものである。同様に外国で生まれた者であっても、宗教的亡命者の子孫で外国で生まれフランスに戻ってきた者については、上述の法とは別に一七九〇年二月九日―十五日法⁽¹⁰⁾がその法的地位を定めている。これは亡命したプロテスタントの財産の返還に関するデクレであるが、第二条で、亡命者の子孫がフランスに戻って定住し、かつ市民の宣誓をなした場合に、生来のフランス人であると認めその資格に付随する権利を享受する旨の規定を置いている。

亡命者の子孫をフランス人の子とみなすか外国人のそれとみなすかについては、のちのナポレオン民法典制定過程において問題となったが、少なくともこの時点においては、これらふたつの法令の定める要件の違いから、亡命者の子孫は純然たる外国人とはとらえられていなかったことが伺われる。

第二款 革命期諸憲法⁽¹¹⁾

革命期諸憲法は、自身の中に「フランス市民」の要件を書き込んでいた。この要件は、その具体的内容は今日でいえば国籍要件に該当するようなものであるが、後述のようにこれら革命期憲法の規定の評価については議論がある。ここではさしあたり、憲法諸規定の文言を確認し、のちの検討に備えることとする。⁽¹²⁾

a. 一七九一年憲法

一七九一年憲法（以下、九一年憲法）は、第二編第二条で四つの要件を挙げて、このいずれかを満たす者を「フランス市民」としている。その要件とはすなわち、第一にフランス人を父としてフランスで生まれた者、第二に外国人を父としてフランスに生まれフランスに居住する者、第三にフランス人を父として外国に生まれフランスに居住し市民の宣誓を行った者、そして第四に宗教上の理由で亡命したフランス人の子孫であつて外国で生まれフランスに居住し市民の宣誓を行った者、以上の四つである。これら四つの要件を比較すると、次の諸点を読み取ることができる。まず、第一の要件すなわち出生地および血統のフランスとの関連の双方を満たす場合以外は居住要件が課されている。次に、フランスで出生した場合は、市民の宣誓を要しない。つまり、フランスとの血統によるつながりのみの場合は、市民となる明示の意思表示を要することになる。そして最後に、宗教的亡命者の子孫は、第三世代以降もフランスとの強いつながりが認められる。これは同様に外国に生まれた場合でも第三の要件が第二世代までしか認めない定め方になっていることと対比される。

以上を見ると、第一および第二の要件はいわば生来のフランス市民を定め、第三および第四の要件でいわば簡易帰化を定めたものといふことができる。これらの対比からは、国家と個人との関係の基礎として血統よりも出生地の方に力点が置かれていることが見てとれる。市民の資格について、前二者で原則として出生地主義を採用し、後二者で血統主

義を市民の宣誓を要件として補完的に採用したといえよう。

また、続く第三条は、王国の外で外国人を両親として生まれフランスに居住する者、すなわちフランスに居住する生来の外国人が、フランス市民となる要件が定められている。ここでも居住要件は重要であり、不動産の取得、フランス人女性との婚姻、農業又は商工業の経営の三要件のいずれかを満たす者は、五年間のフランスでの居住の後に市民の宣誓を行うことでフランス市民となるとされる。これは、前述の一七九〇年四月法における要件を、ブルジョワ階級証書以外はほぼ踏襲したものである。更に第四条は、外国人について、特に重要な考慮事項があると立法府が認めた場合には、フランスに居住し市民の宣誓を行うだけで帰化証書 (*acte de naturalisation*) が与えられる旨定める。

これに対し、フランス市民の資格が失われる場合については、第二編第六条が定めている。すなわち、第一に外国への帰化、第二に公民権剥奪を伴う有罪判決であつて受刑者が復権していないとき、第三に欠席裁判の判決であつて判決が消滅していないとき、第四に外国の騎士制度または貴族身分の証明や出生の別を前提としもしくは修道誓願を要求するあらゆる外国の団体への加入、以上のいずれかに該当する場合である。

なお、第三編第一章第二節第二条は、選挙に参加しうる能動市民の要件を定める。ここでは以上に述べられた「フランス市民」よりも厳格な要件が掲げられており、第一にフランス人であること、第二に満二五歳以上であること、第三に一定期間以上の都市部または郡での居住、第四に直接税の納付、第五に使用人の身分ではないこと、第六に戸籍簿への登録、第七に市民の宣誓、以上を満たす者が能動的市民であるとされる。このような二段階の市民の定義により、多くの民衆階級が市民権の行使から除外されたことは周知の通りである。

b. 一七九三年憲法

一七九三年憲法（以下、九三年憲法）は、第四条でフランス市民の権利の行使主体の要件を定めている。ここで「フランス市民の権利の行使」が認められるのは、次の三つのいずれかを満たす者である。まず、フランスに生まれかつ居住し、満二一歳に達したすべての男性である。次に、満二一歳に達しかつフランスに一年以上居住している外国人についても、以下のいずれかを満たした場合には市民の権利の行使が認められる。すなわち、フランスにおける自活、財産の取得、フランス人女性との婚姻、養子縁組み、高齢者の扶養、以上のいずれかである。更に、外国人について立法府が特に認めた場合にも同様に市民の権利の行使が認められる。

第五条は、市民の権利の行使を喪失する要件を定めている。第一に外国への帰化、第二に非人民政府から提供される職または優遇を受ける場合、第三に加辱刑または体刑の有罪判決を受けたのち復権していない場合、このいずれかに該当するときには市民の権利行使が失われる。また第六条では、市民の権利の行使が停止される要件として、告発された場合と、欠席裁判の判決が消滅していない場合の二つを定めている。⁽¹³⁾

九三年憲法は、受動的市民と能動的市民を区別しない点で九一年憲法と対比されるが、もうひとつ指摘できることとして、市民権行使の要件として純然たる出生地主義を採っていることが挙げられる。九一年憲法では市民を定義する際に、父がフランス人である場合と外国人である場合とを区別して定める。これに対し九三年憲法は血統によるそのような区別を設けていない。

もつとも、両者を単純に比較することはできない。というのも、九三年憲法第四条は「市民の要件」ではなく「市民の権利の行使の要件」を定めているのであり、両者の射程が必ずしも同一であるとは限らないからである。⁽¹⁴⁾

一七九五年憲法は第二編で市民の要件を定めているが、ここでは九三年憲法で採用されなかった租税要件が市民の資格そのものとして再び登場する。また、要件がより精緻化されている。

生来のフランス市民の要件は第八条で定められる。フランスに生まれかつ居住する二一歳以上の男性で、市民名簿 (le registre civique) に記載され、一年以上フランス国内に居住し、かつ納税義務を果たしているすべての者が、フランス市民であるとされている。続く第九条は、共和国設立のための戦役に従事したフランス人については租税要件なくして市民とする旨を定める。

第一〇条は、外国人がフランス市民となる要件を定めている。二一歳以上でありかつフランスでの定住意思を表明している場合に、七年間の居住、直接税の納付、不動産もしくは農商業施設の所有またはフランス人女性との婚姻、という条件をすべて満たした場合である。

市民の権利の喪失と停止の場合についても、それぞれ定められている。第一二条は市民の権利の行使が失われる場合を、外国への帰化、生来の身分や修道誓願を要求する外国の団体への加入、外国政府の公職又は公的年金の受諾、加辱刑または体刑の有罪判決を受け復権していない場合、とする。また第一三条では、市民の権利の行使の停止要件を定めている。すなわち、禁治産者、破産債務者またはその相続人、使用人、告訴を受けた者、判決が消滅していない欠席裁判の有罪判決を受けた者は、市民の権利行使が停止される。これに加えて第一五条では、外国での居住が七年に達した者について原則として外国人とみなす旨が定められている。この場合、一〇条に定められた要件を満たさない限り再びフランス市民とは認められない。

d. 一七九九年 (共和歴八年) 憲法

一七九九年憲法は冒頭第一章第二条以下で市民の資格の得喪について定めている。

第二条は、生来のフランス市民を次のように定める。すなわち、フランスに生まれかつ居住し、満二一歳に達し、市民名簿に記載され、国内に一年以上居住するすべての者である。また第三条では、外国人は、満二一歳以上でありかつフランスへの定住意思を表明しており、一〇年間中断なくフランスに居住したときフランス市民となる、と定めている。フランス市民の資格を喪失する場合は第四条で定められており、外国への帰化、外国政府の公職または公的年金の受諾、生来の身分や修道誓願を要求する外国の団体への加入、体刑または加辱刑の有罪判決がその要件となっている。

こののち、一八〇二年九月四日元老院決議が、特に国益に貢献した外国人についてフランス市民の権利を認めている。この二年後の一八〇四年にいわゆるナポレオン民法典が成立し、これ以降、憲法に市民の資格要件が書き込まれることはなくなる。

第三款 検討

以上を見ると、革命期諸憲法における市民の資格は、基本的に出生地主義によつて⁽¹⁵⁾いるものといえる。やや乱暴ながらこれら要件の特徴をまとめるとすれば、その時々で多少の揺れはあるものの、フランスでの出生、フランスでの居住、年齢二一歳以上という要件は共通している。また、資格喪失の要件も、各憲法でほぼ同様のものである。外国人が市民となる（または市民権を行使する）要件についても、細かな差異を除けばその要素は共通している。すなわち、フランスにおける財産（土地又は資本）の取得、フランス人との婚姻など家族的つながり、一定期間の居住、である。

ここでは、「いかなる者をいかなる理由で国民としてきたか」という冒頭の問いをひとまず留保して、先に、革命期諸憲法に固有の問題をまず検討しておきたい。すなわち、革命期諸憲法が定めていたのはいったい何であったか、という問題である。

これまで見てきた諸憲法の定めていたものは、「フランス市民」の要件あるいは「フランス市民の権利の行使」が認められる主体の要件であった。少なくとも革命期諸憲法に限って言えば、「フランス人」という文言は、これら要件の帰属についていうのではなく、例えば「フランス人を父として」「フランス人女性との婚姻」などといった、要件の構成要素として用いられているにすぎない。このことから、これらの規定が一体、国籍要件を定めたものであるか否かがかねてより議論の対象となってきた。特に他の革命期憲法が「フランス市民の要件」を定めるのに対し、九三年憲法のみが「市民権行使の要件」を定めることから、とりわけ九三年憲法が国籍要件であるか否かが主な論点となっていた。⁽¹⁶⁾

学説は、九三年憲法を含む革命期諸憲法が国籍条項を定めたものであるとする見解と、革命期諸憲法は市民の資格を定めることで国籍を定めたのであるが九三年憲法のみは国籍条項を含まない（すなわち外国人にも投票権を認めた）とする見解に大別される。⁽¹⁷⁾前者の立場を採る Caporal や Azimi は、当時は重国籍が認められなかったこと、市民となることは他の国籍を放棄することであると解されること、市民権の行使と市民の資格とは分かち難いものであること等を根拠に、九三年憲法第四条も国籍条項であったとする。⁽¹⁸⁾他方、後者の立場を採る Lochak や Peuchot は、九三年憲法は第四条の文言から「市民の要件」ではなく、「市民権行使の要件」を定めたものであって、外国人の身分のまま選挙権が認められたと解する。⁽¹⁹⁾また Borella も、九一年憲法については「誰が国民 (Nation) に属するのかを規定しており、従って最初の国籍法典である」とする一方、九三年憲法は国籍条項を含まないとして⁽²⁰⁾、⁽²¹⁾

これらの見解の相異は、当時の「フランス人」「フランス市民」という概念の錯綜に起因する。革命期の「フランス

人の資格」と「フランス市民の資格」との概念的混乱についてはすでに Vanel による指摘があるが、そもそも当時は、用語としての「国籍 (nationalité)」という言葉は存在しなかったため、内国人を表す言葉としては伝統的に「フランス人 (Français)」の語が用いられてきた。外国人 (étranger) と内国人 (Français) との区別は革命以前から存在していたが、この時点での内国人が近現代的な意味での国籍を有していることと同義であったわけではない。革命期の「フランス人」「フランス市民」という概念の混乱(あるいは「揺れ」)は、革命期以前の「内国人」が、近現代的意味での「国民」へと変わる、その移行期における現象ということができよう。

この概念の混乱は、Vanel が革命期諸憲法は国籍要件を含まないとする根拠のひとつとしていたものである。彼は一九四五年の著作において、革命期諸憲法が国籍を定めたものであるとする当時の多数説に対する反論の中で、次のように述べる。

「大きな混乱が、フランス人の資格と市民の資格の理念の間に存在している。この混乱は、そもそも採用された言語が不明確であることから容易に説明できる。市民 (citoyen) という用語は実際、数年の間に、その意味を変化させた。あの時期には、それは複数の意味に解し得たのである。」⁽²⁵⁾

Vanel によれば、九一年憲法にいう「市民 (citoyen)」は、フランス人一般を意味する言葉として用いられているという。その上で「市民」は政治的権利の有無により能動的市民と受動的市民に区別され、そのうちの前者が、今日にいうところの「市民 (citoyen)」であるとす⁽²⁶⁾る一方、後者は、実質的には「市民」ではなく「すべてのフランス人」であり、その意味で九一年憲法は「国籍についての法的観念の最後の表明である」とす⁽²⁷⁾る。これに対し、九三年憲法は「市

民 (citoyen)」を政治的権利を持つ者として定義した (そして、このような市民の理解は、一七九五年憲法および一七九九年憲法にも引き継がれている) と述べる。⁽²⁸⁾

Vanel の以上のような理解は、「市民 (citoyen)」の享受する権利と「フランス人 (français)」の享受する権利との區別を前提としている。基本的に、革命期諸憲法が主な関心を寄せていたのは、「誰が政治的権利を有するか」ということであった。九一年憲法第一編が自然権および私権 (droits naturels et civils) の享有主体として「市民 (citoyen)」一般を定めたのを除けば、革命期諸憲法はすべて政治的権利 (droits politiques) の享有主体を定めたものである。Vanel は、前者が帰属するのが実質的な「フランス人 (français)」であり、後者が帰属するのが「市民 (citoyen)」であると⁽²⁹⁾する。

このような區別は、国籍と市民権との現代的な概念の違いに対応しているが、しかしこのことは、この二つの概念に混乱のみられた当時であって、革命期諸憲法が国籍と市民権を同一視していたことを必ずしも意味しない、と Vanel は理解する。革命期諸憲法と革命議会は専ら政治的権利の享有主体としての市民について議論し定義してきたのであって、そこでは市民になるためにフランス人である必要はなかったとする。⁽³⁰⁾むしろ、法的意味での「フランス人」は九一年憲法における「フランス市民」を最後に革命期諸憲法から姿を消し、フランス人と外国人の區別は法的な性質を持つものではなく事実上のものにすぎないものになったとするのである。⁽³¹⁾

Vanel の示した [français = droits civils の享有主体 / citoyens = droits politiques の享有主体] という枠組みに依拠しながらも、革命期諸憲法とりわけ九一年憲法について Vanel とは異なる見解を示すのが Troper である。Vanel が九一年憲法の受動的市民の定義を「フランス人」の定義と見るのに対し、Troper は、これもまた「市民」の定義に含まれるものであって、「フランス人」の定義ではないと見る。

Troper によれば、九一年憲法は国籍要件を含んでいない。九一年憲法について Troper は次のようにいう。

「権利の保障に関する第一編を除けば、…それ〔憲法（引用者註）〕は社会の政治的組織のみをその目的としている。それは従つて、私権を対象とすることはできず、政治的権利のみを対象としうる。その権利を持つことが、フランス市民を定義づけているのである。しかし、政治的権利は自然権の性質を持つものであるから、この政治的権利はすべての者に認められることになる。⁽³²⁾」

政治的権利の行使は能動的市民にのみ帰属するが、政治的権利の享受は必ずしも投票権を条件とするわけではなく、投票権を持たない受動的市民も、政治的権利から全く排除されているものではない、とTropierは説明する。ここにいう政治的権利とは、代表される権利であり、一般意志の形成に協同する権利（*le droit de concourir a la formation de la volonte general*）である。⁽³³⁾従つて九一年憲法の定める市民概念は、受動的市民も含めて政治的権利の享有主体としての「市民（*citoyens*）」を定めるものであつて、「フランス国民（*nationals francaises*）」を定めたものではないのだとする。

ここでTropierは、九一年憲法が想定するフランス居住者を四つの同心円として描き出している。最外延は外国人を含む全フランス住民である。その内側には、憲法第二編第一条を満たす市民、すなわちフランス市民が位置する。ここには女性や未成年者が含まれており、排除されるのは外国人のみである。更にその内側に能動的市民があり、中心の四つめの円は、選挙人が位置することになる。⁽³⁴⁾このような状況下では、「市民ではないが私権を享受するフランス人」を想定するような特別な用語を用いる必要はなく、このことからTropierは、結局この九一年憲法の段階では、市民概念と区別されるような国民概念を用いる必要性はなかつたと結論⁽³⁵⁾づける。⁽³⁶⁾

また、九三年憲法についてもTropierは、政治的権利についてのみ定めたものであるとする。ただし、「市民」と「市民の権利の行使が認められる者」がここでは区別されるとTropierは考える。前者は女性や未成年者を含むが、後

者は前者のうちで第四条を満たす者である。従つて九三年憲法第四条は、外国人と区別されるフランス市民を定めるものではなく、市民(37)(市民の権利が帰属する者)と市民の権利の行使が認められる者とを区別する要件を定めたものといふことになる。

このように Troper の言説に従えば、九一年憲法および九三年憲法はともにすべてのフランス人を政治的権利の享有主体としたのであり、従つて、フランス人とフランス市民とを異なる概念として構成する必要性がなかつたということになる。これに対して一七九五年憲法は、政治的権利の享有主体の要件に納税を加えたことによつて、実定法上の「市民」の範囲を限定し、そのために、「市民」であるフランス人と「市民」でないいわゆる「国民」とを区別する必要が生じた。しかし、当時は「国民 (national)」という用語は存在せず、この概念をあらわすためには「市民 (citoyen)」という単語しか用いられていなかったため、この用語に、政治的権利を持つ者という意味と国民という意味の二つが含まれることになった。こうして、一七九五年憲法が初めて「市民 (citoyen)」という用語を近代の意味での「国民」の意味で用いたのであると、Troper は評価する(38)。

「共和暦三年憲法は従つて、多大な影響力を持ち、民法典の特徴になることとなる新機軸を導入した。このときまでは、すべての社会構成員は市民であつた。九一年では、彼らは少なくと受動的市民であつた。九三年では、彼らは政治的権利を行使しないが少なくとも市民の資格を有していた。つまり、すべての者が政治的権利を持つと同時に私権を持っていたのである。これ以降、政治的権利とその行使は市民に留保され、その他の者は私権のみを持つこととなった。」
 「九五年憲法は、従つて、政治的権利と私権とを区別する端緒となった。九一年において私権と政治的権利を同時に定めていた憲法は、これらを分けて定めることとなった。私権は権利宣言に、政治的権利は本来的意味での憲法(39)に。」

この言説に従えば、ここに至って初めて「citoyen」とは別の「national」概念が必要になったこととなる。⁽⁴⁰⁾この新しい概念は、外国人と内国人を区別するためというよりも、内国人をcitoyenとそうでない者に区別する役割を担ったとTroperは結論づける。⁽⁴¹⁾

革命期諸憲法が国籍要件を含んでいたか否かということそれ自体も重要な論点ではあるが、これを論じるためには「国籍によってなかが確定されるのか」が明らかにされなければならない。ここでは、この論点の前提となるべき事柄として、VanelとTroperが憲法の諸規定の目的を専ら「政治的権利の担い手の範囲の確定」と考えたことを確認しておきたい。革命期諸憲法がcitoyen以外のフランス人の定義づけに関心を持っていかなかったことを確認することは重要である。憲法が政治的権利の担い手をより狭く限定していく過程で、そこからこぼれ落ちた「フランス人」の受け皿としてnationalという概念が別途必要とされるに至ったというストーリーは、近代国籍法を確立したと評されるナポレオン民法典が、droits civilsの共有主体として「Français」定めていることとも符合する。

さしあたりここでは、革命期には曖昧であったか又ははつきりと意識されていなかった個人の国家における属性——政治的権利の担い手であるか、私権の享有主体であるか——が、一七九五年憲法の時点で整理され、民法典に引き継がれたことを確認しておくにとどめる。これを前提に、次に、これら革命期諸憲法における「フランス人」または「フランス市民」との対比で、ナポレオン民法典が「フランス人の資格」をどのような理念に基づきどのように定めたかについて見ていきたい。

(一) P. Weil, *Mission d'étude des législations de la nationalité et de l'immigration : rapports au Premier ministre, La documentation*

- française, 1997. 拙稿「フランスにおける国籍制度と国民概念(一)」北法五五一四(二〇〇四)一五〇六頁註(90)も参照。
- (2) *Ibid.*, p.13-14. 但し、いずれの時代も純粹な出生地主義・血統主義を採用していたわけではなく、他方の性質を加味した制度をとっていたことは言うまでもない。
- (3) M. Vanel, *Histoire de la nationalité française d'origine*, Imprimerie la cour d'appel, 1945, p.106.
- (4) 革命以前にもいわゆる「フランス人」の概念はあったとされるが、近代的国民概念とは性質を異にするため、本稿ではさしあたり革命期以降を考察の対象とする。なお、革命以前のアンシャン・レジーム下でのフランス人概念と外国人の法的地位に関しては、光信一宏「フランス旧体制下の外国人の法的地位に関する覚書——『内国人』、『外国人』、『国籍』——」愛媛法学会雑誌二二(一九九六)七九頁以下がある。
- (5) なお、フランスの歴代国籍法制については、La nationalité française: Textes et documents, La documentation Française, 2002に網羅的に収められている。
- (6) 革命期の国籍概念および外国人の権利行使についての代表的研究として、以下のものがある。光信一宏「フランス一七九三年憲法と外国人の選挙権(一)——フランス革命初期の外国人の法的地位——」愛媛法学会雑誌二四(一九九七)六五頁以下。菅原真「フランス革命初期における『外国人』の政治参加(一)——(五・完)——」現代社会文化研究一七(二〇〇〇)六七頁以下、同一八(二〇〇〇)四五頁以下、同一二(二〇〇一)一九九頁以下、成蹊論叢三九(二〇〇二)一一頁以下、同四〇(二〇〇三)一三三頁以下。
- (7) Loi des 30 avril - 2 mai 1790 concernant les conditions requises pour être réputé français et pour être admis à l'exercice des droits de citoyen actif J.B.Duvergier, Collection complète des lois, décrets, ordonnances, réglemens, et avis du conseil-d'état, tome premiere, A.guyot, 1824, p.187. ; La nationalité française, op.cit. (5), p.69.
- (8) v. J.Portemer, L'étranger dans le droit de la révolution française, in Recueils de la société Jean Bodin, vol.X, L'étranger, deuxième partie, 1958, p.536.
- (9) 菅原・前掲註(6)論文(一)、八〇—八二頁参照。
- (10) Loi des 9-15 décembre 1790 relative au mode de restitution des biens des religieux fugitifs, J.B.Duvergier, op.cit. (7), tome second, p.103. ; La nationalité française, op.cit. (5), p.69.

- (11) 歴代憲法条文を収めたものとしては、L. Duguit, H. Monnier et R. Bonnard, *Les constitutions et les principales lois politiques de la France depuis 1789*, 7^e éd., LGDJ, 1952.; P. Pactet, *Textes de droit constitutionnel*, LGDJ, 1989 などがある。
- (12) なお、菅原・前掲註(6)論文は、これら革命期諸憲法における市民の要件等について、立法過程での議論も含めた詳細な検討を行っている。
- (13) 後者の欠席裁判の判決が消滅していない場合は、九一年憲法では「市民の資格」が失われる要件であったものである。九三年憲法は、市民の権利行使の喪失ではなく停止としている点で、九一年憲法よりも市民権行使の範囲を広くしていたといえよう。
- (14) この点については本節第三款で検討する。
- (15) P. Lagarde, *La nationalité française*, 3^e éd., Dallos, 1997, pp.37-38.
- (16) この議論はとりわけ、一九九二年マーストリヒト条約批准に際して同条約が域内外国人の地方選挙権を定めていたことから、外国人の選挙権が過去に憲法上許容された例として九三年憲法を挙げる議論と直接結びついて展開された。
- (17) これらの議論を検討するものとして、光信・前掲註(6)論文七〇〇七二頁、菅原・前掲註(6)論文(四)一八〇—九頁、二二—二四頁。
- (18) S. Caporal, *Citoyenneté et nationalité en droit public interne*, in G. Kouki (dir.), *De la citoyenneté*, Litec, 1995, pp.67-68.; V. Azimi, *Le suffrage «universalistes», Les étrangers et le droit électoral de 1793*, in J. Bart, J.-J. Clère, C. Courvoisier et M. Verpeaux(éds.), *La constitution du 24 juin 1793 — L'utopie dans le droit public français?*, AUD, 1997, pp.215-219. また Nguyen Van Yen も「九三年憲法も含めた革命期の諸憲法は「単に国籍の定義をかかなりの程度で拡大したにすぎない」、すなわち国籍について定めたものである」とする。C. Nguyen Van Yen, *Droit de l'immigration*, PUF, 1986, p.246.
- (19) E. Peuchot, *Droit de vote et condition de nationalité*, in RDP, 1991, p.490.; D. Lochak, *La citoyenneté : un concept juridique flou*, in *Clas, Emeri et Zyberberg, Citoyenneté et nationalité : perspectives en France et au Québec*, PUF, 1991, p.182.
- (20) F. Borella, *Nationalité et citoyenneté*, in *Clas, Emeri et Zyberberg*, op.cit. (19), p.213. 九一年憲法については、「市民の資格」が二重に定められており能動市民にのみ市民権の行使が認められていることを、国籍条項を含む根拠として挙げており、市民権の行使が伴わない単なる市民すなわち受動的市民の要件を、のちにいう国籍の要件ととらえている。

- (21) なお、これら学説の整理については、光信・前掲（6）論文七〇～七三頁およびそこで引用されている文献参照。
- (22) Vanel, *op. cit.* (3), pp.95 et s.
- (23) 一説によれば、フランスにおいて *nationalité* の用語が用いられるようになるのは十九世紀の半ば以降であり、ドイツ語の *volkstum* の訳語として用いられるようになったものであるという。Borella, *op. cit.* (20), p.211. もっとも、用語の不存在が実質的な国籍概念の不存在をただちに意味するわけではなく、すくなくとも *nationalité* の用語が用いられるようになった十九世紀半ばまでにはすでに近代的国籍概念が成立していたことは確かである。
- (24) 光信・前掲註（4）論文参照。
- (25) Vanel, *op. cit.* (3), p.96.
- (26) *ibid.*, p.97.
- (27) *ibid.*, pp.105-106.
- (28) *ibid.*, p.97.
- (29) この *citoyen* の二義性については、樋口教授がすでに「Etat de droit」論との関連で「*citoyen* ≡ *politique*」と「*citoyen* ≡ *civil*」に定式化して論じているところである。樋口陽一『近代国民国家の憲法構造』（東京大学出版会・一九九四）、一四一～一六三頁。
- (30) Vanel, *op. cit.* (3), p.100.
- (31) *ibid.*, p.106.
- (32) M.Troper, La notation de *citoyen* sous la Révolution française, in *Etudes en l'honneur de Georges Dupuis : Droit public*, L.G.D.J., 1997, p.306.
- (33) *ibid.*, p.307.
- (34) *ibid.*, p.308.
- (35) *ibid.*
- (36) なお、Troper の理解では、九一年憲法は上記のように国籍要件を定めたものではないが、外国人に政治的権利を認めただけでもない。これに対し九三年憲法は、外国人に帰化を条件とすることなく投票権を与えたものである。*ibid.*, p.312. そもそも革命期諸憲法は政治的権利にしか関心を持たなかったと考える Troper は、九三年憲法第四条が「フランスに生まれ

居住する者」と「外国人」とを実質的に同じ定式で、つまり「フランス市民の権利の行使を認められた者」として定めて
 いるとする。 *ibid.*

(37) *ibid.*, pp.312-313.

(38) *ibid.*, pp.319-320.

(39) *ibid.*, p.320.

(40) もっともこの時点では、用語としては依然として *citoyen* の語が二義的に用いられていた。すなわち、政治的権利の享有
 主体をあらわすものとしての狭義の *citoyen* と、これに私権のみの享有主体を含めた、広義の *citoyen* である。 *Ibid.*, pp.320-
 321.

(41) *ibid.*, p.322.

※本稿は、平成二二年度・二三年度文部科学省科学研究費補助金（特別研究員奨励費）による研究成果に基づく、北海道大学審
 査博士（法学）学位論文（二〇〇一年六月二十九日授与）の一部に補筆したものである。